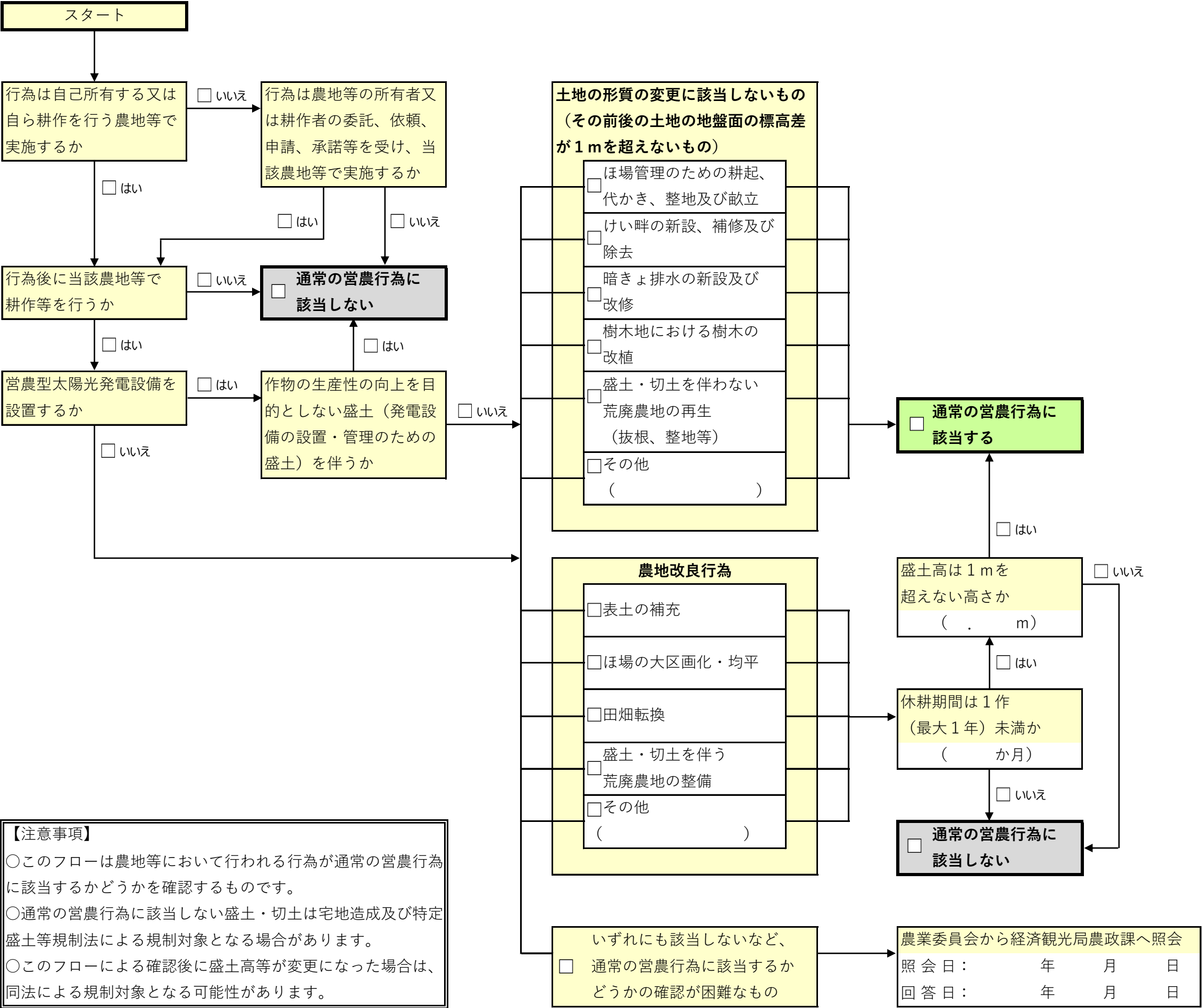


通常の営農行為の範疇の判断基準による確認フロー（広島市）



【注意事項】

○このフローは農地等において行われる行為が通常の営農行為に該当するかどうかを確認するものです。

○通常の営農行為に該当しない盛土・切土は宅地造成及び特定盛土等規制法による規制対象となる場合があります。

○このフローによる確認後に盛土高等が変更になった場合は、同法による規制対象となる可能性があります。

相談者記入欄	
【相談者】	
氏 名：	
住 所：	
電話番号：	
農地所有者等との関係	
☐ 本人	☐ 委任された者
☐ その他（ ）	
【農地所有者等】	
氏 名：	
住 所：	
【農地等の所在地】	
【行為の内容】	
工 期： か月 盛 土 高： . m	
【添付書類】	

農業委員会記入欄	
【受付印】	【本人確認】
	☐ 農地所有者等
	☐ 委任された者
	☐ その他
	確認資料：
本フローにより確認した結果	
☐ 通常の営農行為に該当します。	
☐ 通常の営農行為に該当しません。	
確 認 日： 年 月 日	